

津波災害警戒区域を指定します！

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく津波災害警戒区域(イエローゾーン)を令和5年(2023年)3月24日に

指定しました。 指定市町村：安来市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、隠岐の島町、海士町、知夫村



津波災害警戒区域内にあり、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設で、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。

津波災害警戒区域の指定

令和5年（2023年）3月24日に一部市町村で指定しました。津波災害警戒区域については下欄をご覧ください。

地域防災計画に定められる

円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設は、地域防災計画に名称等が定められます。

避難確保計画の作成

- 市町村長に報告
- 公表

避難訓練の実施

- 避難訓練の実施
- 結果を市町村長に報告

要配慮者利用施設とは？

下記施設が該当します。

- | | | | | |
|----------|---------------------------|----------------------|-------------|--------|
| 〔社会福祉施設〕 | ・老人福祉施設 | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 | 〔医療施設〕 | |
| | ・有料老人ホーム | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 | | |
| | ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 | | |
| | ・身体障害者社会参加支援施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 | | |
| | ・障害者支援施設 | ・一時預かり事業の用に供する施設 | | |
| 〔学校〕 | ・地域活動支援センター | ・児童相談所 | 〔医療施設〕 | |
| | ・福祉ホーム | ・母子健康包括支援センター | | |
| | ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・その他これらに類する施設 | | |
| | ・保護施設 | | | |
| | ・児童福祉施設 | | | |
| | ・幼稚園 | ・高等学校 | ・専修学校（高等課程） | 〔医療施設〕 |
| | ・小学校 | ・中等教育学校 | | |
| | ・中学校 | ・特別支援学校 | | |
| | ・義務教育学校 | ・高等専門学校 | | |
| | | | | |

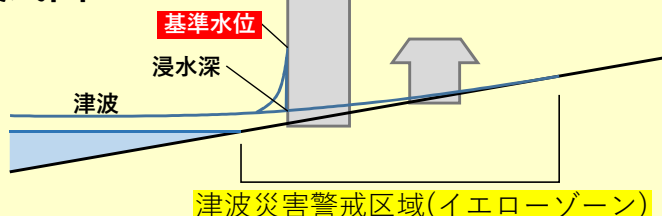
避難確保計画に定めるもの

- 防災体制に関する事項
- 利用者の誘導に関する事項
- 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- その他必要な措置に係る事項

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波をシミュレーションし、浸水する範囲を、津波から「逃げる」ために、警戒避難体制を特に整備すべき区域「津波災害警戒区域」として指定します。

模式図



指定されると・・・？

- 1 建物によるせり上がりを考慮した津波の水位「基準水位」を公表します。
計算上この水位以上に水はきません。
- 2 市町村において、地域防災計画、ハザードマップの作成が義務付けられます。
- 3 地下街や要配慮者利用施設などで、避難確保計画の作成が義務付けられます。
- 4 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象となります。
- 5 土地利用、建築に関する規制はありません。
津波災害特別警戒区域には規制がありますが、今回は指定しません。

